



# 市民税・都民税・森林環境税特別徴収の取扱いについて

## 1. 給与所得に係る特別徴収税額の取扱いについて

### (1) 納税義務者への税額通知書交付

「給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税 特別徴収の税額通知書（納税義務者用）」は開かず、各名宛人に交付してください。納税義務者の退職・転勤等で交付できない場合は、異動届出書提出の際に併せてご返送ください。

### (2) 月割額の徴収

「令和8年度給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている各納税義務者の月割額を各月に支払われる給与から徴収してください。なお、特別徴収税額（年税額）が均等割及び森林環境税相当額（5,000円）以下の納税義務者についてはその全額を6月（第1回）支払いの給与から徴収してください。

### (3) 月割額の納入

各納税義務者から徴収した月割額は徴収した月ごとに合計し、「納入書」により別掲の取扱金融機関等に翌月10日（銀行等の休日に該当するときは、その翌日とする）までに納入してください。納期限までに納入されない場合、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額（1,000円未満の端数があるときはその端数を切捨て。全額が2,000円未満であるときはその全額を切捨て）に年14.6%（納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については、年7.3%）の延滞金（計算した金額に100円未満の端数があるときはその端数を切捨て。全額が1,000円未満であるときはその全額を切捨て）を加算して徴収します。ただし、この延滞金は、

当分の間、地方税法附則第3条の2の規定により延滞金特例基準割合を適用して計算する場合があります。

### (4) 納期の特例

前記のとおり、特別徴収税額は、原則として年税額を12分した税額（月割額）を6月分から毎月1回、年12回にわたり納入することになっていますが、給与の支払いを受ける者が常時10人未満かつ地方税の滞納がない事業所等は、市長の承認を受けることによって毎月徴収した月割額を11月分と翌年5月分の2回で納入することができます。承認申請書をご希望の場合は課税課市民税係までご連絡ください。立川市ホームページからダウンロードすることもできます。なお、新たに納入書の発行は致しませんので、当初の納入書の金額を訂正して納入してください。

### (5) 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を変更する必要がある場合や新規に課税する場合は「令和8年度給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」をお送りしますので（1）と同様に各納税義務者に交付してください。以後は変更後の月割額によって徴収及び納入をしてください。なお、新たに納入書の発行は致しませんので、当初の納入書の金額を訂正して納入してください。訂正方法は表紙記載の※2をご参照ください。

### (6) 退職・転勤等の異動があった場合

#### ① 退職・休職等

納税義務者が退職・休職等の事由により給与の支払いを受けなくなった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を翌月10日までに提出してください。

## ② 退職者の残税額の一括徴収

### ◎ 退職日が6月1日から12月31日までの場合

残税額を超える給与又は退職手当等が支給される場合は、納税義務者の承認を得て、一括徴収されますようお願いいたします。

### ◎ 退職日が1月1日から4月30日までの場合

残税額を超える給与又は退職手当等が支給される場合は、一括徴収することが義務づけられています。

## ③ 転勤・転職

転勤・転職により新しい勤務先で特別徴収を継続される場合は、新しい勤務先を経由して「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

## (7) 異動届出書の提出について

異動届出書の提出がなかったり、遅れたりすると、納税義務者への通知が遅れ、また特別徴収義務者である貴事業所が延滞となり督促を受ける場合があります。双方にご迷惑をおかけする結果になりますので、納税義務者が非課税である場合も忘れずに異動届出書をご提出ください。

## (8) 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書について

特別徴収義務者に所在地・名称等の変更が生じた場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」を提出してください。

## (9) 特別徴収への切替依頼書について

新たに特別徴収となる方がいる場合は、「特別徴収への切替依頼書」を提出してください。

## 2. その他

### (1) 所得割の税率（総合課税分）

課税標準額に対し一律10%（市民税：6%・都民税：4%）

### (2) 均等割額及び森林環境税

市民税：3,000円

都民税：1,000円

森林環境税（国税）：1,000円

○次の場合は市民税の均等割額が軽減されます（立川市賦課徴収条例第26条）。

ア. 均等割を納める義務がある同一生計配偶者又は扶養親族

軽減額 300円

イ. 均等割を納める義務がある同一生計配偶者又は扶養親族を二人以上有する者、当該同一生計配偶者又は扶養親族一人について

軽減額 300円（軽減額の限度は900円）

### (3) 非課税者の範囲

① 1月1日現在生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は市民税・都民税・森林環境税が課税されません。

② 障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の人は、市民税・都民税・森林環境税が課税されません。

③ 前年中の総所得金額等の額が法に定める一定金額以下の人は、市民税・都民税の所得割が課税されません。

④ 均等割及び森林環境税のみを課されるべき人のうち、前年中の合計所得金額が法に定める一定金額以下の人は、均等割及び森林環境税が課税されません。

# ◎異動届出書の記載例

## 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

黒のボールペン又はペンで記載してください。

異動届出書を市役所へ提出される日付を記載してください。

異動された納税義務者の氏名を記載してください。

新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載し、1月1日現在の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。

給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。

普通徴収の場合は、その理由を「3. 普通徴収の場合」欄に掲げているものから選んでください。

立川市長 殿		〒 190-8666	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
年 月 日提出		特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)に記載された個人ごとの特別徴収税額(合計年税額)を記載してください。	特別徴収義務者指定番号	999999	5
フリガナ 氏名		砂川 栄	年税額から徴収済税額を差引いた残額を記載してください。		
生年月日		特別徴収税額(年税額)	徴収済の月割額の合計額を記載してください。		
個人番号		12,000	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日
受給者番号		6,000	6 月から 11 月まで	5 月まで	11 月 10 日
1月1日現在の住所		円	円	円	円
異動後の住所		円	円	円	円
立川市緑町4丁目5番地6		円	円	円	円
異動の理由		円	円	円	円
1. 特別徴収継続の場合		円	円	円	円
特別徴収義務者指定番号		円	円	円	円
所在地		円	円	円	円
フリガナ氏名又は名称		円	円	円	円
2. 一括徴収の場合		円	円	円	円
理由		円	円	円	円
3. 普通徴収の場合		円	円	円	円
理由		円	円	円	円

特別徴収税額の決定・変更通知書に記載された番号を記載してください。

該当する異動の事由に☑をつけてください。

異動後の未徴収税額の徴収方法に☑をつけてください。

異動事由「7.その他」を選択した場合は、理由を記載してください。

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で太枠内の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

納税義務者用税額通知書について、電子での受け取りを希望される場合には、必ず受給者番号を記載してください。

一括徴収した場合の納付月を記載してください。

### 【ご注意】

- ・ 異動があった場合は、すみやかに提出してください。
- ・ 該当者の課税されている自治体が現年度、新年度で異なる場合は、各々の自治体に異動届出書を提出してください。
- ・ 1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。
- ・ 給与所得者異動届出書を提出する際に、特別徴収義務者の13桁の法人番号(個人事業主の場合は代表者の12桁の個人番号)と、給与所得者の12桁の個人番号を記載していただきますが、**転勤等により特別徴収を転勤先にて継続する場合は以下の点にご注意ください。**

※1【転勤元の特別徴収義務者が個人事業主の場合】…個人事業主の個人番号は記載しないでください。

※2【転勤等における給与所得者の個人番号】…転勤元では、給与所得者の個人番号は記載しないでください。転勤先の事業所等が本人から個人番号を取得し、記載してください。

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

立川市長 殿  年 月 日提出		給 (特 与 別 徴 収 義 務 者 )	所在地	〒										1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度		
			フリガナ												特別徴収義務者 指定番号					
			氏名又は名称												宛名番号					
			個人番号又は法人番号												担当者 連絡先		所属			
				個人番号は右詰めで記載してください												氏名				
																電話				
給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法					
	氏名										年 月 日		<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 転勤 <input type="checkbox"/> 3. 休職・長欠 <input type="checkbox"/> 4. 死亡 <input type="checkbox"/> 5. 支払少額・不定期 <input type="checkbox"/> 6. 合併・解散 <input type="checkbox"/> 7. その他 $\rightarrow$		<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (本人納付) その他の事由・理由 ( )					
	生年月日		年 月 日								月 日									
	個人番号										月 日									
	受給者番号										月 日									
	1月1日現在の住所										年 月 日									
異動後の住所										年 月 日										

1. 特別徴収継続の場合										↓新規の場合は☑をつけてください。										新しい勤務先へは月割額 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 20px;"></span> 円を <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 20px;"></span> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。								
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号		<input type="checkbox"/> 新規		法人番号										担当者 連絡先		所属		氏名					受給者番号				
	所在地		〒										電話													納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		
	フリガナ		氏名又は名称																									<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要

2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 20px;"></span> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。									
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申し出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申し出がないため		徴収予定月日		徴収予定額(上記(ウ)と同額)		円												
			月 日		円														

3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄									
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申し出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため																		

【提出先：〒190-8666 東京都立川市泉町1156番地の9 立川市役所 課税課 市民税係】この届出書はコピーでもご利用いただけます。

# 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

◎変更があった場合は、速やかに提出してください。

年 月 日  立川市長 殿	給（特別徴収義務者） 与 支 払 者	住所（居所） 又は所在地											特別徴収義務者 指 定 番 号					
		氏名又は 名 称											担当者 連絡先	係				
		代表者の 職氏名												氏名				
		法人番号																

事 項	変 更 前（旧）※変更項目のみ記入してください。	変 更 後（新）※変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
住所（居所） 又は所在地	〒	〒
フリガナ		
氏名又は名称		
電話番号	( ) - (内線 )	( ) - (内線 )
変更年月日	年 月 日	登記上の本店所在地

変 更 事 由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転	2. 送付先変更（特別徴収取扱い先の所在地変更等）	3. 社名（名称）変更	4. 法人成り	5. 個人事業化
	6. 給与事務の統合	7. 合併による変更	8. 分割による変更（6～8の場合、下欄を記入）	9. その他（ ）	

統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 後 の 指 定 番 号	1. 指定番号を新規に取得する ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください	統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 さ れ る 事 業 所	住所（居所） 又は所在地											備 考					
			フリガナ																
			氏名又は名称																
			法人番号																
			特別徴収義務者 指 定 番 号						担当者 連絡先	( ) - (内線 )									

【提出先：〒190-8666 東京都立川市泉町1156番地の9 立川市役所 課税課 市民税係】この届出書はコピーでもご利用いただけます。

# 特別徴収への切替依頼書

※市記入欄	添付納付書	1	2	3	4	無
	口座登録	有・無		督促止め	有・無	
	入力	確認	その他 ( )		/	

年 月 日  立川市長 殿	給与特別徴収義務者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	郵便番号	特別徴収義務者番号	新納の場合の送付	要・不要
		フリガナ		担当者連絡先	係	
		氏名又は名称			カナ	
		代表者の職氏名			氏名	
法人番号				電話 ( )	-	

給与所得者	フリガナ		普通徴収の [ ] 期から4期までを 当社で [ ] 月分より特別徴収します。 ( [ ] 月 [ ] 日納入) 連絡が必要な場合は必ず下記に記載してください(注) <b> [ ] 月 [ ] 日までに税額の連絡が必要</b> (税額通知書の送付が間に合わない場合のみ、電話連絡します)
	氏名	(受給者番号) ※電子での税額通知書希望事業者は必須項目	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
	1月1日現在の住所		
	現住所		

申請理由 (○印をつけてください)		<p>(注) 原則、税額通知書は切替依頼書を受理した日の翌月初めに送付しますが、月末に受理した場合通知書の送付が翌々月となる場合があります。事前に税額や指定番号の連絡が必要な場合は、いつまでに連絡が必要か記載してください。</p> <p><b>※受給者番号が記載されていない場合、電子による税額通知書の送付はできません。</b></p> <p><b>※二重納付防止のため、本人宛に送付された普通徴収の納付書を同封してください。</b></p> <p>※特別徴収へ切替える方が口座振替を利用されていると、切替えが間に合わない場合がありますのでご注意ください。</p> <p>※申請理由が「入社したため」で前職がわかる場合は、( ) 内に前勤務先の名称をご記載いただきますようお願いいたします。</p> <p>※65歳以上の方の公的年金等所得に係る市民税・都民税・森林環境税は、特別徴収への切替えはできません。</p> <p><b>※普通徴収の各納期限が過ぎたものや過年度相当分は、特別徴収への切替えはできません。</b></p>
	本人より申し出があったため	
	入社したため (前勤務先 ( ))	
	正社員になったため	
	その他 ( )	

1期・・・	6月末日	2期・・・	8月末日
3期・・・	10月末日	4期・・・	1月末日

末日が土曜日・日曜日その他の休日にあたる場合は、これらの日の翌日が納期限となります。

年 月 日

# 納入取扱い金融機関等

(令和8年4月1日現在)

殿

立川市長  
(公印省略)

## 指定通知書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、  
当市の市民税・都民税・森林環境税(特別徴収税額)取扱店  
(局)に指定したので通知します。

口座番号 00110-5-960114

取りまとめ店 東京貯金事務センター

許可番号 東業二第2387号

加入者名 立川市会計管理者

### 立川市指定金融機関

みずほ銀行本・支店

### 立川市指定代理金融機関

多摩信用金庫本・支店

### 立川市収納代理金融機関

中央労働金庫

きらぼし銀行

大東京信用組合

東京スター銀行

青梅信用金庫

ハナ信用組合

西武信用金庫

みずほ信託銀行

信金中央金庫

全国信用協同組合連合会

あすか信用組合

東和銀行

東京都信用農業協同組合連合会

(都内各農業協同組合)

以上の各本・支店

ゆうちょ銀行

(関東各都県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局)

※金融機関の統合等により、取り扱いが変更になる場合があります。

※上記以外のゆうちょ銀行又は郵便局を利用される場合には、右の「指定通知書」に日付とゆうちょ銀行及び営業所名又は郵便局名をご記載のうえ、初回払込みの際に納入書とあわせて払込みのゆうちょ銀行の営業所又は郵便局に提出してください。

立川市役所

窓口サービスセンター

★eLTAX(エルタックス)のご利用によりパソコンからの納付が可能です!

クレジットカードやインターネットバンキング等によりご納付いただけます。

詳しくは下記ホームページ上の「PCdeskのご利用方法」をご覧ください。

(<https://www.eltax.lta.go.jp/> または「エルタックス」で検索)

(専用ヘルプデスク:0570-081459 月~金9~17時(祝日・年末年始を除く))

はきみで切り取り使用ください